

大和市告示第135号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、次のとおり下記の区域を対象とする特定計量器の定期検査を実施する。

令和7年6月11日

大和市長 古谷田 力

- | | |
|--------------|---|
| 1 検査区域 | 大和市下鶴間、つきみ野一丁目から八丁目まで、中央林間一丁目から九丁目まで、中央林間西一丁目から七丁目まで、南林間一丁目から九丁目まで、林間一丁目及び二丁目、下鶴間一丁目及び二丁目、鶴間一丁目及び二丁目、西鶴間一丁目から八丁目まで、深見西一丁目から八丁目まで並びに深見東一丁目から三丁目までの区域 |
| 2 検査期間 | 令和7年10月6日から令和8年3月31日まで |
| 3 検査場所 | 計量器の所在場所 |
| 4 対象となる特定計量器 | 非自動はかり、分銅及びおもり |
| 5 指定定期検査機関 | 公益社団法人神奈川県計量協会 |